

**広告募集案内【企画提案募集】**  
**(施設広告掲出仕様書)**

泉区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

**1 募集概要**

名 称	泉区広告付き庁舎内フロア案内図・行政情報発信用モニター他の設置
内 容	<p>広告事業を活用し、次の機器の設置及び維持管理を行う企画提案を募集します。</p> <p>Aエリア：</p> <p>①行政情報等を表示する内照式看板 ②行政情報等を表示するモニター（横型動画用） ③庁舎案内（各課業務案内及び庁舎フロア図）を表示する内照式看板 ④行政情報等を表示するモニター（縦型動画用） ⑤周辺地図（泉区全図及び泉区役所周辺図）を表示する内照式看板</p> <p>Bエリア：</p> <p>⑥周辺地図（泉区全図及び泉区役所周辺図）を表示する内照式看板 ⑦庁舎案内（各課業務案内）を表示する内照式看板</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地（場所）	横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号
施設の利用者数 ・利用者層	<p>泉区の人口は約15万人（令和6年9月1日現在）で、様々な世代の方が各種手続等のため、区役所を訪れます。また、区役所各課窓口だけでなく、泉消防署及び泉区公会堂を訪れる方の来庁もあります。</p> <p>&lt;区役所各種手続等件数（令和5年度実績）&gt;</p> <p>証明発行件数：約73,000件 戸籍届出件数：約6,500件 住民異動届出件数：約11,000件 印鑑登録件数：約4,000件 マイナンバーカード関連業務件数：約33,000件 税証明書発行件数：約10,000件</p>
広告設置場所	<p>Aエリア：泉区総合庁舎 1階正面入口ロビー Bエリア：泉区総合庁舎 地下駐車場エレベーターホール （「7 地図」参照）</p>
設置スペース	<p>設置機器の大きさは、次の設置スペースに収まるものとします。</p> <p>Aエリア：</p> <p>縦2,100mm程度×横幅5,000mm程度×奥行200mm程度 以内。 ①～⑤は一つの筐体に収め、②は43インチ以上の液晶モニター、 ④は49インチ以上の液晶モニターとします。</p> <p>Bエリア：</p> <p>⑥ 縦1,000mm程度×横900mm程度×奥行100mm程度 以内。 ⑦ 縦1,500mm程度×横1,100mm程度×奥行100mm程度 以内。 （「8 募集対象施設・広告掲出場所等の写真」参照）</p>
広告掲出可能 スペース	<p>Aエリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告スペース（「8 募集対象施設・広告掲出場所等の写真」参照）</li> <li>・⑤のコンテンツ表示面積の概ね40%以内。</li> </ul> <p>Bエリア：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥のコンテンツ表示面積の概ね40%以内。</li> </ul>

広告掲出期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） ※広告の掲出は令和7年4月1日から可能ですが、機器の設置等に伴う作業期間が必要となる場合は、令和7年4月14日を目途に広告の掲出を開始してください。 ※なお機器については、令和12年3月31日までに撤去していただく必要があります。
	※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （「5 広告掲出にあたっての留意点」参照）

## 2 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和6年11月20日（水）～令和6年12月11日（水）
提案内容評価	令和6年12月下旬 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和7年1月中旬

## 3 申込手続

申込条件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和6年12月11日（水）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合せ先まで持参又は電子メールでご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
広告企画書 記載事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市にお支払いいただく広告料（年額）</li> <li>(2) 掲出期間における収支計画</li> <li>(3) 設備一式の仕様（規格、施工方法、安全性、環境やバリアフリーへの配慮）</li> <li>(4) 各コンテンツの面積比率または表示面積</li> <li>(5) 市職員による設備一式の操作のしやすさ及び操作に係るサポート体制</li> <li>(6) 設備一式のメンテナンス方法</li> <li>(7) 緊急時における対応</li> <li>(8) 広告の営業方針</li> <li>(9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績（過去3年間）</li> <li>(10) その他（行政サービス向上につながるご提案等）</li> </ol>

#### 4 選定手続

<p>評価項目・評価基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市にお支払いいただく広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか。</li> <li>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当か。</li> <li>(3) 設備一式の仕様 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の規格、施工方法</li> <li>・掲出期間中、破損や倒壊の恐れがない構造となっており、電源投入方法や盗難防止策等で安全性が担保されているか。</li> <li>・省電力など、環境への配慮がされているか。</li> <li>・カラーユニバーサルデザインとなっているか。</li> </ul> </li> <li>(4) 各コンテンツの面積比率または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。</li> <li>(5) 市職員による設備の操作のしやすさ及び操作に係るサポート体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの作成や更新にあたり、操作しやすい機器仕様となっているか。</li> <li>・事前及び運用開始後に十分なサポート体制（マニュアル、電話、訪問等）が確保されているか。</li> </ul> </li> <li>(6) 設備一式のメンテナンス方法 表示内容の更新方法、作業内容、頻度等が妥当であるか。</li> <li>(7) 緊急時における対応 破損、故障、倒壊又はそのおそれ等がある場合の対応方法</li> <li>(8) 広告の営業方針 区内事業者、市内事業者を優先した募集となっているか。</li> <li>(9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績 過去3年間の実績</li> <li>(10) その他 行政サービス向上につながるご提案等</li> </ul>
<p>評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 泉区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、事前に定めた採点方法等により、広告企画書に記載された提案内容を総合的に評価します。</li> <li>○ 評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</li> <li>※ 申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</li> <li>※ 評価の結果、同点の場合は、泉区広告事業選考会の会長が決定します。</li> </ul>

## 5 広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</li> <li>○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</li> </ul>
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 掲出の日から起算して10営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</li> <li>○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</li> <li>○ 広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</li> </ul>
財産の使用許可等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用料をお支払いいただく必要があります。 ※参考：月額3,100円/㎡（最大幅×最大奥行）（令和6年11月現在）</li> <li>○ 設置期間中の電気料金については、実費相当分をご負担ください。（毎年度1回の支払い）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</li> </ul>

## 6 申込み・お問合せ先

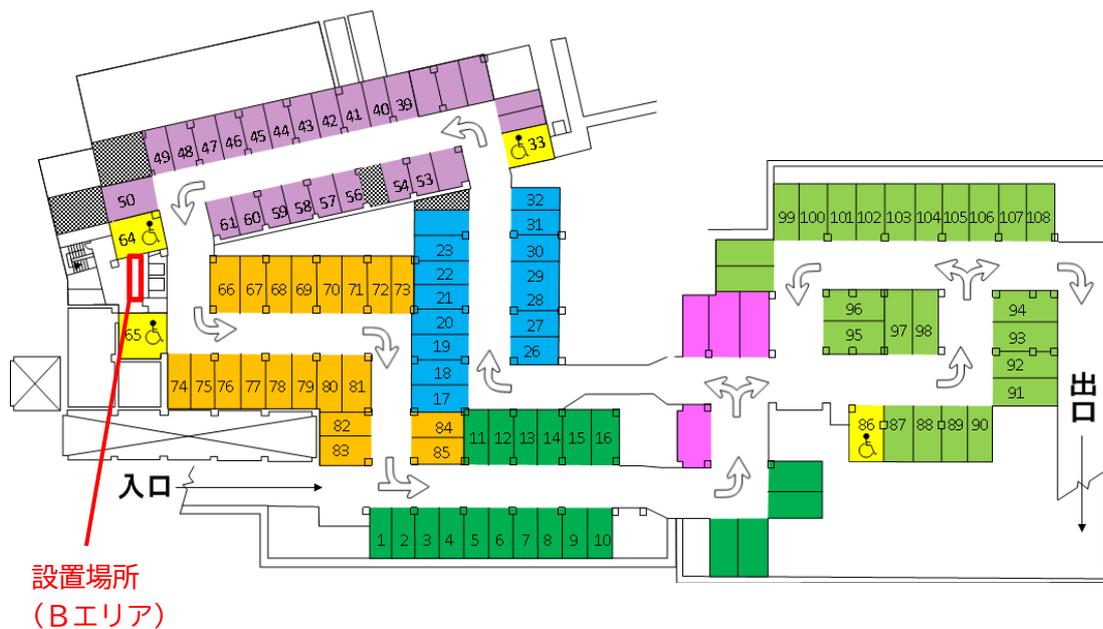
担当課名	横浜市泉区総務課
所在地	横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号
TEL/FAX	045-800-2314 / 045-800-2505
Eメール	iz-yosan@city.yokohama.lg.jp

7 地図

Aエリア（1階正面入口ロビー）

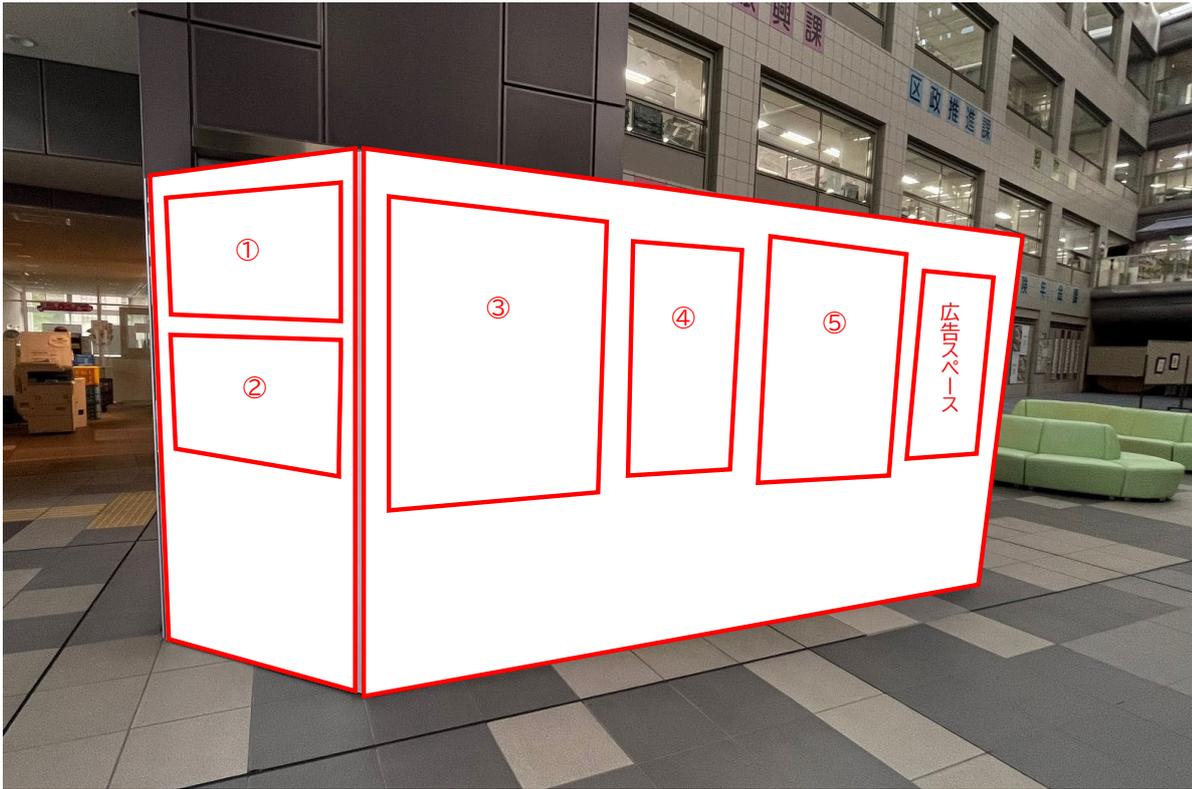


Bエリア（地下駐車場エレベーターホール）



8 募集対象施設・広告掲出場所等の写真

Aエリア



Bエリア



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	泉区広告付き庁舎内フロア案内図・行政情報発信モニター他の設置		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市 of 広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）